

## 第6章 計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

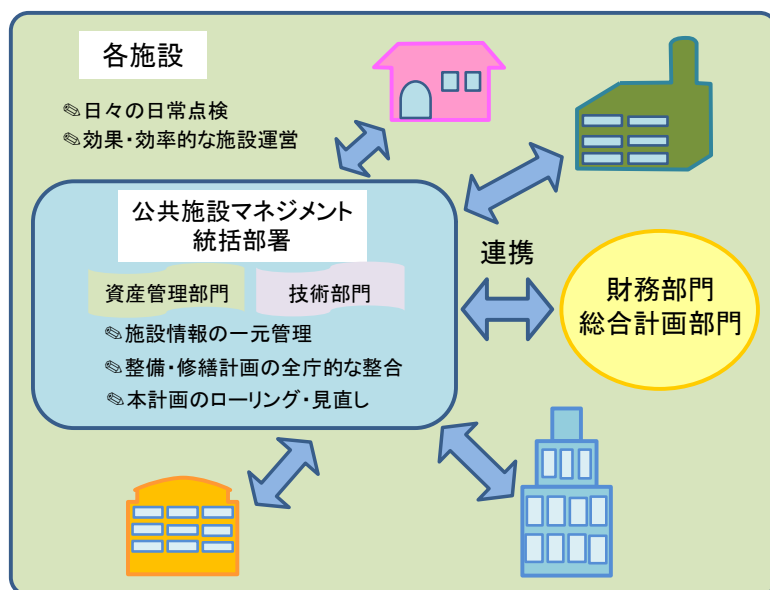
#### (1) 全庁的な取組体制の確保

本計画を踏まえた個別施設計画策定に当たっては、施設を所管する部署が作成しますが、公共施設マネジメントは、総合的な視点で進める必要があります。このため、資産管理部門と技術部門を統合した統括部署を定め、各所管と連携を図りながら公共施設マネジメントを推進する体制を整備していきます。

複数の部署にまたがる施設の複合化・多機能化等については、統括部署及び関連部署が相互に調整・連携を図りながら進めていきます。特に学校施設の複合化については、学校施設複合化の基本理念に基づき、学校教育部が中心となって、教育効果や付加価値を高めるような施設の複合化を進めていきます。

また、公共施設マネジメントを着実に推進していくためには、予算措置を伴う実行性のある取組が必要となります。このため、個別施設計画の優先度を考慮した予算配分について、財務部門や総合計画部門と連携を図りながら取り組んでいきます。【図表6-1】

【図表 6-1】 取組体制のイメージ



#### (2) 職員のマネジメント意識の共有

公共施設マネジメントを推進し、安定的かつ持続可能な市民サービスを提供していくためには、職員一人一人がその意義や必要性を理解し、日頃から創意工夫を重ねることが必要です。そのための研修を定期的 to 実施し、マネジメント意識の共有を図ります。また、施設の日常点検等に係る研修については、指定管理者の職員も含めて実施します。

## 2 推進に向けた今後の取組

### (1) 実施計画の策定

学校施設を中心に大規模修繕や更新時期を検討し、複合化の拠点となる学校を選定した上で、その学校に周辺公共施設等を複合化していく取組を行います。複合化に当たっては、計画段階から学校関係者や地域の皆様に主体的に意見を出していただき、その地域の公共施設再編についての合意形成を図っていきます。合意形成が図られた地域については、学校を拠点とした公共施設再編を具体的に進めるため、実施計画を策定していきます。

### (2) 受益者負担の適正化

公共施設の運営や管理には、施設の維持管理経費や人件費などの経費がかかります。これらの経費は、施設を利用する人が負担する使用料と市民の税金で賄っています。つまり、利用しない人にとっては、受益がないにもかかわらず経費を負担していることとなります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するためには、利用する人が使用料として応分の対価を負担すること（受益者負担の原則）が必要です。また、施設を利用する人が負担すべき割合と市税（公費）で賄うべき割合に関しては、経費を明らかにした上で、適正な負担割合を定めることが必要です。

受益者負担の適正化に向けて、庁内委員会や公募市民、有識者などによる外部検討会での議論を踏まえ、平成28年度に「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定しました。今後、個別施設の使用料について、この基本方針に則った受益者負担の適正化に取り組んでいきます。

### (3) 固定資産台帳の活用

本市では、平成28年4月から複式簿記・発生主義に基づく新公会計制度を導入しました。新公会計制度では固定資産台帳の整備を行い、従来の官庁会計では得られなかったストック情報や減価償却費などを含めたフルコスト情報等を把握できるようになりました。

平成29年度からは、固定資産台帳を施設別の財務諸表と併せて活用することで、効率的かつ効果的な本計画の推進を図ります。

### (4) 基金の設置

公共施設等の維持管理や更新には、多額の費用が必要になるため、計画的な保全や長寿命化等によって費用の平準化を図ることとします。しかし、平準化しても公共施設等の維持や更新にかかる費用は年度により変動することから、これに対応するための基金を設置し、計画的な財源確保に努めます。

#### (5) 既存計画等との整合

これまで、公共施設等の維持管理や修繕、長寿命化などについては、それぞれの分野で個別に取組を進めてきました。今後は、全庁的な取組体制を確保した上で、公共施設を所管する各部署が相互に連携しながら、個別施設計画やまちづくりに関する各種計画等との調整を行い、本計画に基づいた計画となるよう整合性を図っていきます。

また、橋りょう、公園、下水道などのように、既に長寿命化計画を策定している分野については、各長寿命化計画の見直しのタイミングで本計画との整合を図っていきます。

#### (6) 「立地適正化計画」との整合

国では、人口減少や少子高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設に容易にアクセスできるようなまちづくりが重要としています。

市町村は、平成26年8月の都市再生特別措置法の一部改正により、住宅及び都市機能増進施設<sup>1</sup>の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができることになりました。<sup>2</sup>

本市においては、平成27年3月に策定した「都市づくりビジョン八王子（第2次都市計画マスタープラン）」の一部として、平成31年度を目途に「立地適正化計画」を策定することとしています。

公共施設マネジメントを進めるに当たっては、「立地適正化計画」とも十分に整合を図り、将来のまちの在り方を見据えたものとしていきます。

#### (7) 中学校区を基本とした施設の再編

学校施設は、他の施設との複合化を図ることにより、地域コミュニティの拠点となるような施設整備を進めていくこととしました。地域コミュニティを活性化するためには、拠点となる施設への移動時間や移動方法に配慮することも重要となります。そのため、生活圏域施設の再編に当たっては、施設の配置状況や劣化状況、人口規模、地理的状況、歴史的経緯等を踏まえ、中学校区を一つの圏域として進めていきます。

#### (8) 広域的な連携

公共施設で提供されているサービスの利用範囲を広域化することで、住民の利便性向上や運営コストの縮減等の効果が大きくなる可能性があります。

---

<sup>1</sup> 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設。

<sup>2</sup> 都市再生特別措置法第81条第1項

現在、本市と府中市、調布市、町田市などの6市との間で締結した「京王線沿線7市連携協定」により、図書館の相互利用を行っているほか、あきる野市や神奈川県相模原市とも図書館の相互利用を行っています。

今後は、21の大学・短期大学等が立地する本市の特性を生かし、大学等図書館との更なる連携を進めます。また、大学等施設の市民開放を拡大することにより、学習機会の提供や地域活動の充実を図ります。

インフラ・プラント系の施設では、北野下水処理場が処理していた区域のうち、分流区域については既に東京都流域下水道秋川処理区に編入しており、合流区域についても、平成32年度を目標に編入を予定しています。東京都流域下水道への編入後、北野下水処理場は既存施設を活用した雨水ポンプ場となるため、下水処理にかかるランニングコストが縮減されることとなります。

また、主に多摩ニュータウン地域のごみを処理するため、本市、町田市、多摩市の3市により一部事務組合である「多摩ニュータウン環境組合」を設立し、清掃施設の設置・運営を行っています。

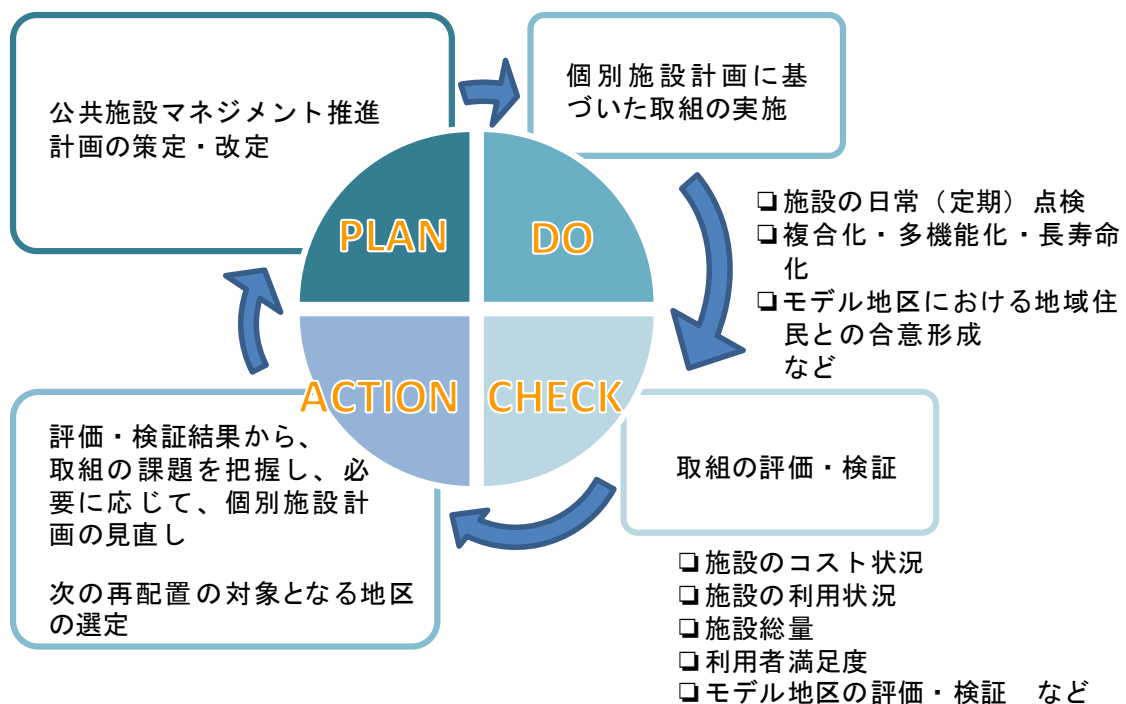
今後も、国や東京都、近隣市と公共施設の相互利用や共同運営を行うことで、市民サービスの提供における連携を図りながら、公共施設の有効活用を進めていきます。

### 3 計画のフォローアップ

本計画に掲げた目標を達成するためには、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した公共施設等の管理・運営を行う必要があります。長期間に及ぶ本計画の実行性を高めるため、P l a n（計画）・D o（実施）・C h e c k（評価）・A c t i o n（改善）を一連の流れとしたP D C Aサイクルによって、継続的に計画の評価・見直しを行っていきます。

本計画に基づく個別施設計画の取組について、その評価・検証を行います。そこで明らかになった課題に対応するために個別施設計画の見直しを行い、必要に応じて本計画に反映させます。このP D C Aサイクルを繰り返すことで本計画をフォローアップしていきます。【図表 6-2】

【図表 6-2】 P D C Aサイクルによる取組の推進イメージ



## 4 市民との情報共有

公共施設の量や配置を適正化していくマネジメントの取組は、まちづくりの在り方に関わるものでもあるため、平成27年10月に作成した「公共施設白書」や「公共施設マネジメント基本方針」をホームページ上で公開するなど情報共有を図ってきました。

また、本計画策定に当たっては、公募市民や有識者による「公共施設マネジメント推進計画検討会」の開催、公共施設マネジメントに関するパネル展、市内を複数の圏域に分けた市民向け説明会などを実施することにより、公共施設マネジメントの取組の方向性や施設再編等について積極的に意見を聴き、本計画に反映させました。

今後も本計画における取組の状況等について、広報や市ホームページ等で積極的に情報共有を図っていきます。また、具体的な施設の複合化や再配置に関する取組については、市民等の十分な理解と協力を得ながら進めていきます。

公共施設における現状や課題を共有し、施設の在り方等を地域の皆様と考えるワークショップの開催をはじめ、様々な対話や協議の場を通じて丁寧に合意形成を行うことで、公共施設マネジメント基本方針の基本理念に掲げる「市民と行政との協働により、将来にわたり住みよいまちづくりを実現する」ことを目指します。